

「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）事前調査検討業務」仕様書

1 業務の目的

平成23年度に策定した「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」計画期間が平成28年度をもって終了する。

同計画に掲げられた施策については、着実に取組を進めているところであるが、京都市としても基幹産業の1つでもある伝統産業の活性化を引き続き推進していく必要があることから、平成29年度以降の伝統産業活性化の基本指針となる「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」（以下「新計画」という。）を策定する予定である。

本業務は、新計画の策定に向け、伝統産業を取り巻く現況を調査することにより、それらを平成28年度に策定する新計画の基礎材料とし、今後の伝統産業の活性化策を検討するものである。

2 業務の期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

3 業務の内容

京都はもとより日本国内には多種多様な伝統産業があるが、各伝統産業事業者等においては、それぞれ異なるビジネスモデルにより経営されており、伝統産業が衰退しているなか、業績を伸ばしている事業者がある。そこで、調査により伝統産業事業者の代表的なビジネスモデルとその特徴を明らかにすることにより、今後、本市においてその特徴に応じた伝統産業活性化策を検討することができるため、以下の項目についての調査を実施する。

(1) 伝統産業事業者にみられる代表的なビジネスモデルの調査

伝統産業事業者のビジネスモデル（商品開発、製造、販売等）を調査し、体系的に整理すること。なお、調査対象は本市を含む全国の伝統産業事業者とする。

(2) ビジネスモデルに応じた特徴の分析・改善策の検討

(1)の調査結果を踏まえ、その特徴を分析するとともに、今後、本市や伝統産業事業者にとって参考となる改善策の検討・提案をすること。

4 成果物

3で実施した調査をまとめた報告書をデータ（編集可能なもの）で提出すること。

5 委託料

上限額 1,000千円（税込み）

6 その他

(1) 本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、本市と本業務受託事業者による協議の上、取り決めるものとする。

(2) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(3) 本事業に係る会計検査等が行われる場合は、協力すること。

(4) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が新たに発生した場合、その権利は本市に帰属するものとする。